

判決年月日	平成24年10月17日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成24年(行ケ)第10129号		
○ 名称を「移動体の操作傾向解析方法、運行管理システム及びその構成装置、記録媒体」とする発明に係る特許について、進歩性欠如等の無効主張を排斥して特許無効審判請求を成り立たないとした審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

1 事案の概要

被告は、平成11年10月12日、名称を「移動体の操作傾向解析方法、運行管理システム及びその構成装置、記録媒体」とする発明につき特許出願し(優先日 平成10年10月12日)、平成13年9月7日、本件特許登録を受けた(特許第3229297号、請求項の数は20)。なお、本件特許については、特許異議の申立てに対して被告から請求項の数を16に減らす等の訂正請求がされ、平成15年1月21日に本件特許を維持する旨の決定がされている。

原告は、平成23年8月4日、新規性欠如、進歩性欠如を理由に、上記訂正後の請求項9、15につき無効審判を請求したが(無効2011-800136号)、被告による特許請求の範囲の記載の一部等を改める旨の本件訂正(請求)を経て、特許庁は平成24年2月27日、「訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたので、原告が審決の取消を求めて訴えを提起したのが本件訴訟である。なお、原告は、別途、本件の無効審判請求の無効理由における主引用例とは異なる主引用例に基づき、新規性、進歩性欠如を理由に、本件訂正前の請求項9、15の発明に係る特許につき本件無効審判を請求しているが(無効2011-800013号)、これについては特許庁から不成立審決がされ、この審決は取消訴訟の請求棄却判決(平成23年(行ケ)第10265号)を経て確定している。

2 裁判所の判断

裁判所は、原告がした手続違背の取消理由の主張には理由がないとしたが、主として次のとおり判示して、審決がした容易想到性判断には誤りがあるとし、審決を取り消した。

甲第1号証(実願平3-26831号(実開平4-123472号)のマイクロフィルム)に記載の発明(甲1発明)と甲第3号証(特開昭62-144295号公報)に記載の発明(甲3発明)とは、技術分野が共通し、発明によって解決しようとする技術的課題も重なり合うから、運転者の操作(運転)傾向を把握、分析するために、当業者において甲3発明に甲1発明を適用する動機付けがある。

甲第4ないし第6号証(枝番を含む。特開平10-24784号公報等)によれば、交通事故の発生前後の所定時間にわたって車両の挙動に係る情報を収集、記録すること、加速度センサーが検出する加速度が所定の閾値を超えたか否か等に代え、車両の加速度等が所定の閾値を超えたか否かによって交通事故の発生の有無を判定するという程度の事柄は、本件優先日当時における当業者の

周知技術にすぎない。訂正発明 1, 2 (本件訂正後の請求項 9, 15 の発明) にあっても, 例えばセンサ部から得られる角速度等のデータが所定の閾値を超えたか否かによって「特定挙動」の有無が判定されるのであって, 装置の機能に着目すれば, 訂正発明 1, 2 の「特定挙動」の発生前後の所定時間分の情報を収集, 記録する構成は, 甲第 4 号証等の周知技術において「交通事故」の発生前後の所定時間分の情報を収集, 記録する構成と実質的に異なる。

甲 3 発明に, 「特定挙動」の発生前後の車両の挙動に係る情報を収集する条件を記録媒体に記録, 設定する甲 1 発明と, 「特定挙動」に相当する一定の契機 (交通事故等) の発生前後所定時間分の車両の挙動に係る情報収集をする甲第 4 ないし第 6 号証記載の周知技術を適用することにより, 本件優先日当時, 当業者において, 甲 3 発明と訂正発明 1 の相違点に係る構成に容易に想到することができたというべきであり, これに反する審決の判断は誤りである。

また, 訂正発明 2 に係る構成も, 甲 3 発明に甲 1 発明, 甲 2 発明 (特開平 6 - 2 2 3 2 4 9 号公報), と甲第 4 ないし第 6 号証記載の周知技術を適用することにより, 本件優先日当時, 当業者において, 容易に想到することができたというべきであり, これに反する審決の判断は誤りである。